

# 一般社団法人統計関連学会連合 会計規則

一般社団法人 統計関連学会連合

## 総則

### 第1条

この規則は、一般社団法人 統計関連学会連合（以下「連合」という）規程第9条に基づく会費納入をはじめとする会計について定める。

## 会費

### 第2条

連合加盟の各学会の支出する会費の年額は、各学会の前年9月末日現在の個人会員数に応じて以下の通りとし、当該年度の4月中に納入するものとする。

2万円（500名未満）

3万円（500名以上、1000名未満）

4万円（1000名以上）

## 事業収入

### 第3条

連合の実施する事業によって得られた収入は、必要経費などを除いた適正金額を連合に納入するものとする。

## 会計事務

### 第4条

会計事務は、連合理事会理事長の指示により、事務局が行う。

## 会費の改定

### 第5条

第2条の会費および第3条の金額に関しては、連合理事会がこれを決定もしくは承認する。

## 報告義務

### 第6条

連合理事会理事長は、連合の会計報告を連合理事会にて行い、連合理事会の承認を受ける。

#### 付則

1. この規則は令和7年4月1日から施行する。
2. この規則の改定は、理事会で行う。

#### 補足

- (1) 第2条の金額は、2005年2月4日（金）開催の2005年度第1回連合理事会にて決定したものです。
- (2) 第3条に関する事業として、連合のWEBページの運営に関し、連合大会から年額10万円を連合に支払うこととしています（2015年度第2回連合大会組織委員会）。